

第2回 大分市立中学校部活動地域移行検討委員会

日時：令和 5年11月14日（火）午前10時00分～

場所：鶴崎支所 大会議室

次 第

1 開会

2 挨拶

大分市教育委員会体育保健課長 三島浩昭

3 議事

議題 1 地域クラブ活動への移行の在り方について

議題 2 休日の部活動の在り方について

議題 3 部活動地域移行に係るアンケートについて

議題 4 その他

4 閉会

■ 配付資料

資料 1	大分市立中学校部活動地域移行検討委員会委員名簿
資料 2	「大分市立中学校部活動地域移行検討委員会」日程
資料 3	学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン【概要】
資料 4	休日学校部活動の地域連携・地域移行イメージ
資料 5	学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行の全体像
別紙 1	部活動地域移行の方策について（案）
別紙 2	休日の部活動の地域移行の類型について（案）
別紙 3	休日の地域移行に関するスケジュール（案）
別紙 4	休日の部活動の在り方について

■ 基礎資料（ファイル）

参考資料 1	運動部活動の地域移行に関する検討会議 提言（スポーツ庁）
参考資料 2	文化部活動の地域移行に関する検討会議 提言（文化庁）
参考資料 3	「未来のバカツ」ビジョン（経済産業省）
参考資料 4	学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインについて
参考資料 5	大分県の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針
参考資料 6	大分市立中学校部活動ガイドライン

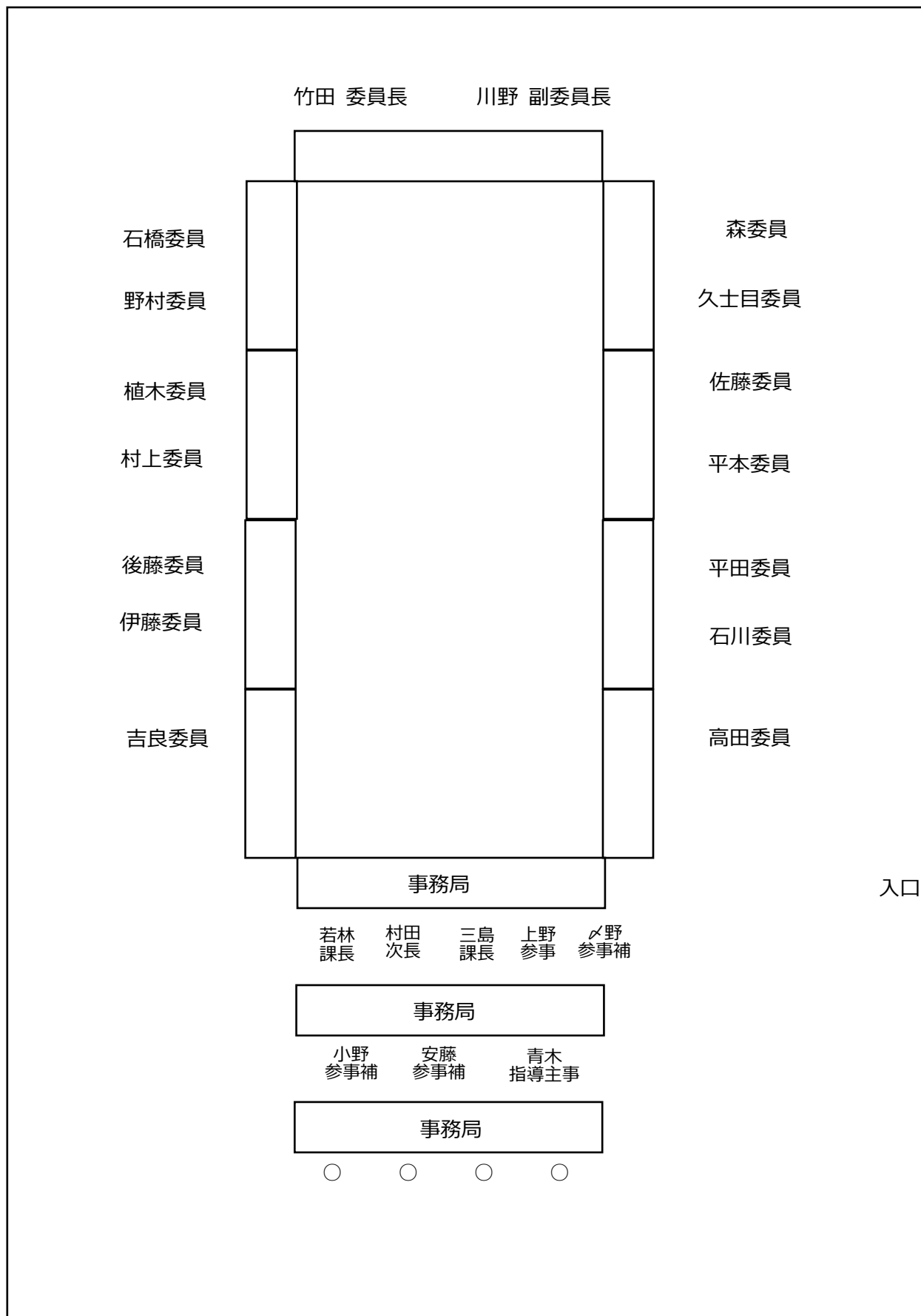
**大分市立中学校部活動地域移行検討委員会
委員名簿**

		区分	役 職 名	委員氏名
1	委員	学識経験者	日本文理大学 教授	竹田 隆行
2	委員		大分市スポーツ推進委員協議会 会長	川野 洋二
3	委員	スポーツ団体	大分市スポーツ少年団 副本部長	石橋 紀公子
4	委員		大分市総合型クラブ連絡協議会 会長	森 慎一郎
5	委員		大分市総合型地域スポーツクラブ わいわい夢クラブクラブマネージャー	久土目 弘美
6	委員		大分市柔道連盟 事務局長	佐藤 誠
7	委員	文化団体	大分県中学校文化連盟 大分支部事務局長	野村 アイ子
8	委員	保護者関係	大分市 PTA 連合会 会長	平本 泉
9	委員	教職員代表	大分市中学校校長会	植木 龍典
10	委員		大分市中学校体育連盟 会長	平田 勝久
11	委員		大分市文化連盟 会長	村上 重行
12	委員		大分市立上野ヶ丘中学校 教諭	後藤 真一郎
13	委員	指導者	大分市立南大分中学校 外部指導者	石川 展久
14	委員		大分市立上野ヶ丘中学校 部活動指導員	伊藤 喜美子
15	委員	行政関係	大分市教育委員会 教育部長	高田 隆秀
16	委員		大分市企画部長	吉良 昌昭

大分市立中学校部活動地域移行検討委員会 座席図

日時：令和5年11月14日（火）10:00～

場所：鶴崎支所 大会議室



「大分市立中学校部活動地域移行検討委員会」日程

○検討の目的

中学校の部活動は、生徒が自主的・自発的に参加し、スポーツや文化活動等を行うことで様々な教育的意義がある。一方で、今後の生徒数減少の加速化や教員の働き方改革の観点から、地域の多様な主体による持続可能な活動を構築し、将来にわたり子どもたちがスポーツや文化芸術に親しむことができる環境を整備する必要がある。こうした点を踏まえ、大分市の中学校部活動の地域移行のあり方を検討する。

回	日程	検討内容
1	R5.10月24日	<ul style="list-style-type: none"> ○部活動検討委員会発足 ○委員、趣旨、日程の確認 ○大分市の部活動の現状と部活動地域移行の方策について
2	R5.11月14日	<ul style="list-style-type: none"> ○地域クラブ活動への移行の在り方について ○地域移行する前の休日の部活動の在り方について ○アンケート内容について（児童生徒、保護者、教職員）
3	R6.2月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ○アンケート結果と地域クラブ活動への移行の在り方について ○他都市の状況について ○指導者の在り方について
4	R6.5月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ○移行後の運用に関する課題の検討 ○実施可能な部活動の確認 ○方針（素案）の検討
5	R6.7月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ○方針のまとめ ○方針（案）の検討 ○部活動地域移行の方向性について ○現状と課題の整理

※5回の検討委員会で方針がまとまらない場合は、検討委員会を継続して開催し、令和6年度中に方針をまとめることとする。

令和4年12月

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】



- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※Ⅰは中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。Ⅱ～Ⅳは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

Ⅰ 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ 週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ 困窮家庭への支援

Ⅲ 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

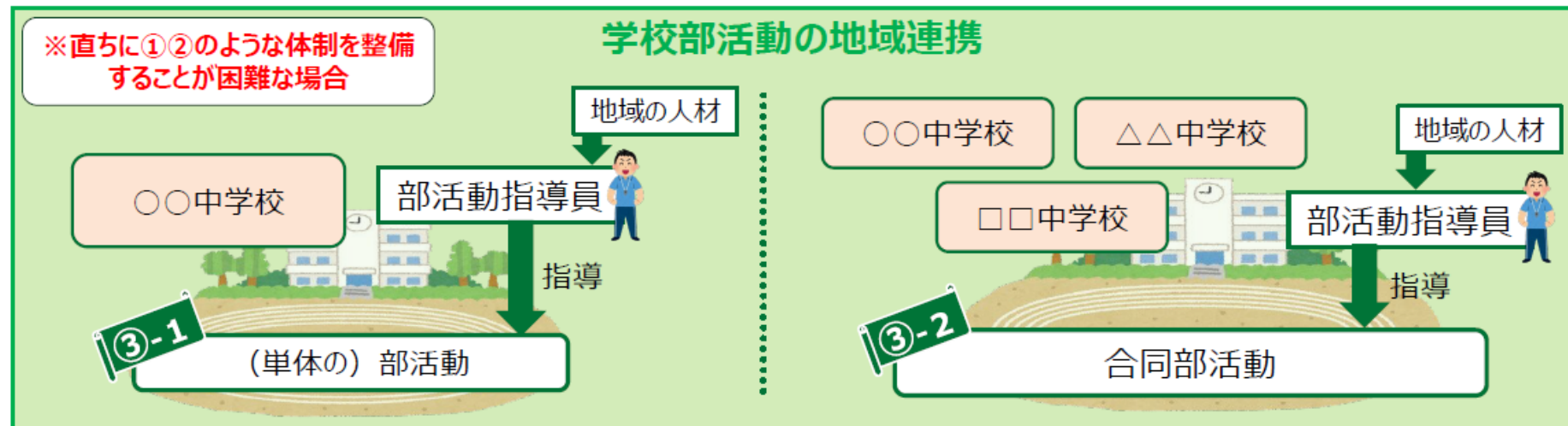
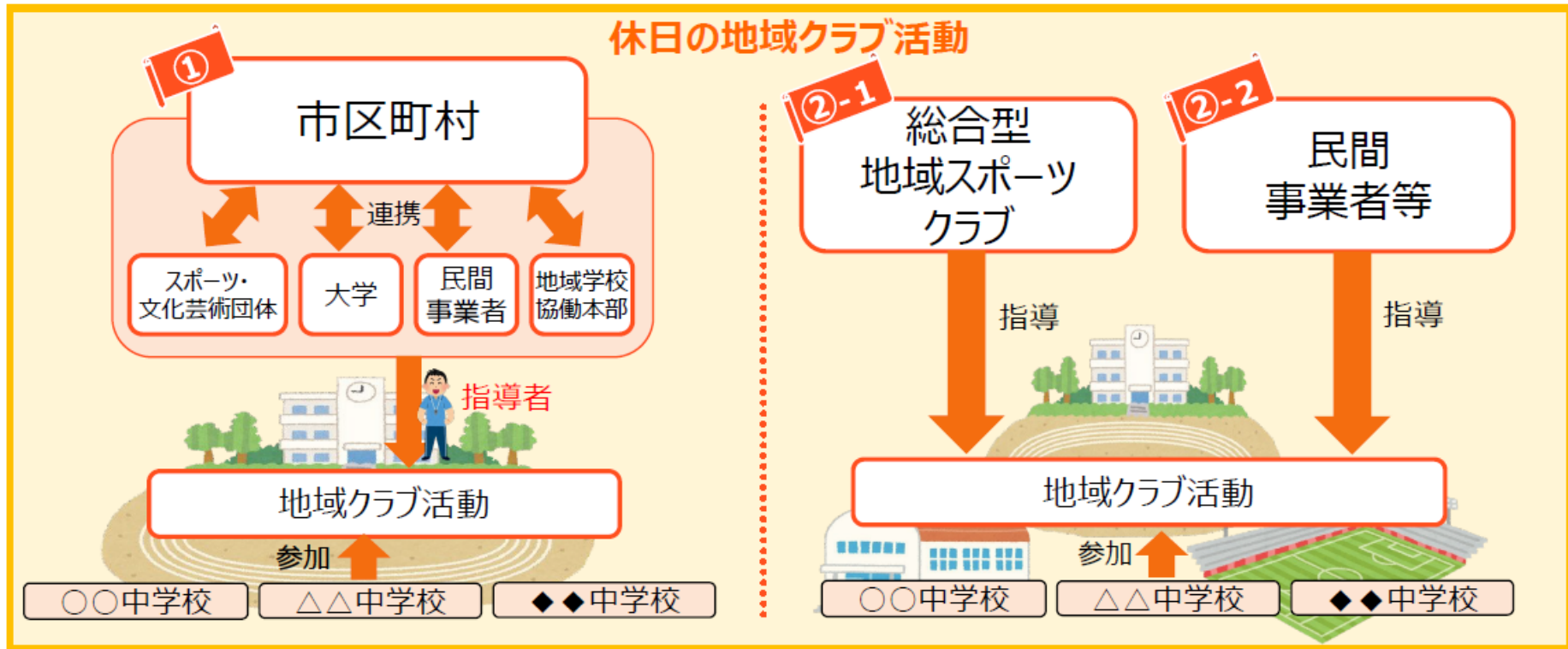
- ・ まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

Ⅳ 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・ できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・ 全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）



学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行の全体像

令和 4 年 12 月スポーツ庁・文化庁

学校部活動

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



学校部活動の地域連携

■ 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	<u>部活動指導員等</u> 、関係校の教師 （※アスリート・アーティスト等の人材を含む）
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

大分市における
地域クラブ活動
とは…

- 少子化の中、持続可能な体制にする必要（学校や地域によっては存続が厳しい）
- 地域の実情に応じた段階的な体制整備

地域の実情に応じ、
当面は併存

休日の地域クラブ活動

【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動
（法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術）

■ 地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	① <u>地方公共団体</u> （※複数地方公共団体の連携を含む） ② <u>多様な組織・団体</u> （総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	<u>地域の指導者</u> （一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等有する施設
費用	可能な限り低廉な会費 + 用具、交通費等の実費
補償	各種保険等

